

## 情報共有システムを活用した工事関係図書の電子化の実施について

### 趣旨

現在、主に紙媒体での提出を求めている工事関係図書について、国や本市が進めているペーパーレス化および受発注者双方の業務の効率化並びに負担軽減を図るため、下記のとおり情報共有システムを活用した工事関係図書の電子化に取り組むこととします。

### 1. 実施方法

#### (1) 対象となる案件

土木部、都市整備部、上下水道部が施行する全ての工事とします。

公告文に「**情報共有システムの活用対象工事(発注者指定型)**」又は「**情報共有システムの活用対象工事(受注者希望型)**」のいずれかを記載します。

- ・発注者指定型：発注者が、情報共有システムの活用を義務付ける工事。
- ・受注者希望型：受注者が、情報共有システムの利用を希望した場合に活用する工事。

#### (2) システム要件

国土交通省が定める下記の機能要件を満たす情報共有システム(当初契約時点で最新のものを適用する。)とします。

- ・【土木工事】 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】
- ・【営繕工事】 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編

#### (3) 情報共有システムの契約

受注者が、情報共有システムの選定とシステム提供事業者との契約を行い、システム活用に必要な情報(ID、パスワード等)を本市に提供するものとします。情報共有システムの提供方法は、ASP方式とします。

#### (4) 電子化対象図書

原則として、工事受注者提出書類様式集を含む全ての工事関係図書を対象とします。ただし、電子化(電子納品)に適さない図書等の判断については、受注者と本市(監督職員)との協議のうえ決定します。

#### (5) 納品方法

完了検査の終了後、受注者は情報共有システム内の電子データを速やかにCD-Rに保存し、提出することとします。

#### (6) 納品に際し適用する要領等

当分の間、国が定める電子納品要領、運用ガイドラインを準用します。いずれも当初契約時点で最新のものを適用します。

- ・【土木工事】 工事完成図書の電子納品等要領 本編、電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】
- ・【営繕工事】 営繕工事電子納品要領、官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】

#### (7) 検査方法

情報共有システムにより提出された書類の検査は、原則として電子データにより行います。

### 2. 実施時期

令和6年4月以降に発注公告をする案件から実施します。

### 3. その他

本運用に疑義が発生した場合は、必要に応じて、工事検査課に協議を行ってください。

問合せ先 枚方市 総務部 工事検査課  
電話：072-841-1346(直通)  
FAX：072-841-2015  
E-mail:kjkanri@city.hirakata.osaka.jp